

(私立幼稚園) 一時預かりのご案内

市内の私立幼稚園の一部で、船橋市在住のお子様をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

1. 利用できるお子様

船橋市にお住まいで、保育園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない生後57日目から小学校就学前の健康なお子様。

ただし、お子様の健康状況や月齢が低い等の理由により利用できない場合もあります。

なお、出産や看護・介護のために船橋市内に里帰りをされているお子様も利用可能です。

2. 利用時間

下表の時間のなかで、ご家庭で保育ができない時間にご利用いただけます。

※実施園により利用時間が異なる場合がございますので、詳細は直接実施園にお問い合わせください。

曜日	通常保育時間 (A・B利用)	時間外保育時間 (A利用のみ)
月曜日～金曜日	午前9時から午後5時まで	午前8時から午前9時 午後5時から午後6時
土曜日	午前9時から午後1時まで	午前8時から午前9時

※時間外保育時間については、通勤時間等の理由により実施園が認めた場合に限りご利用いただけます。

ただし、6か月未満のお子様は、時間外保育をご利用できません。

※月曜日～金曜日については、午前（午前9時から午後1時まで）又は午後（午後1時から午後5時まで）のみの短縮利用（半日利用）もありますので、ご都合にあわせて選択してください。

※事前に予約をとっている時間のみのご利用となります。

3. 休 日

日曜日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日）および実施園の休園日

4. 利用の手続き

お申込みは一時預かり実施園で直接受け付けしております。利用までの流れは園によって異なりますので、まずは利用を希望される園へ一度ご連絡ください。

また、遅くとも利用希望日の7日前までに登録が必要です。登録は予約制となるため、事前に利用希望園にご連絡ください。登録時にお子様の面接をいたしますので、必要書類のほか母子健康手帳をご持参のうえ、お子様とご一緒に園においでください。なお、登録時に他に必要な物がある場合がありますので、利用希望園にお問い合わせください。

緊急と認められる場合は、空きのある範囲内で受け付けますので、利用希望園に直接お問い合わせください。なお、その場合の利用でも、前日までにお子様の登録（面接）が必要になります。

※市内の一時預かり実施園を併用して、利用条件の定める利用限度日数を超える利用が判明した場合には、以降の利用をお断りいたします。

5. 提出していただく書類

- ① 一時預かり登録票・承諾書
- ② 申込児童の健康状況調査書・生活状況調査書
- ③ 一時預かりが必要となる状況を証明するもの（3ページ参照）
- ④ お子様の月齢が6か月未満の場合やお子様に疾患（心臓病など）がある場合には、健康上集団保育に支障がないことを確認するため、原則として、主治医の意見書（用紙は保育入園課にあります）が必要となります。

6. キャンセルについて

一時預かりの予約をキャンセルされる方は、**利用日の前日の午後5時まで**にご連絡ください。
※前日までにご連絡をいただけなかった場合には、次回以降の利用をお断りすることがございます。

7. 利用についての相談・申込み

利用についてのご相談・お申込みは、利用を希望される一時預かり実施園に直接お問い合わせください（「実施幼稚園一覧」をご覧ください）。

利用当初は、お子様の負担軽減のために、短時間の保育（ならし保育）となることをご承知おきください。

一時預かり実施園は園ごとにお預かりできる人数（定員）を定めていますが、実際に受入れできるお子様の人数は、その日にお預かりするお子様の年齢構成等により日々変動します。

8. 利用料金

利用料金については、「実施幼稚園一覧」の利用料金欄をご確認ください。

※生活保護法による被保護世帯の方は、申し出により利用料金（昼食利用料・実費徴収金・延長料金を除く）が無料になります。

※年齢の基準は利用する年度の初日現在の満年齢とします。年度の途中で誕生日を迎えた場合であっても、年齢区分による利用料は変更となりません。

こんな時に船橋市の一時預かりをご利用いただけます

A利用 (保育できない理由がある場合) の利用条件 . . . 月9日が限度

例	必要な書類
パート等で昼間働いている。	就労証明書
定期的に通院をしている。 または定期的に家族を看護・介護している。	主治医の意見書 (用紙は園・保育入園課にあります) 等
各種学校・職業訓練学校に通学している。 (就職に直結するものに限る。)	在学証明書及びカリキュラム等
定期的にボランティア活動をしている。	団体に所属している場合は団体の証明等
兄・姉の学校行事等 (授業参観・保護者会など) に参加する。	学校からの行事予定表、案内状等
仕事を決めるために採用試験・面接を受ける。	ハローワークの証明、受験会社からの面接日通知等
保護者の病気・ケガによる入院・通院	診断書、主治医の意見書 (用紙は園・保育入園課にあります)、 病院の領収書等
出産のため	出産する子どもの母子健康手帳のコピー
保護者の安静を要する自宅療養	主治医の意見書 (用紙は園・保育入園課にあります) 等
家族の入通院や在宅での付添い介護	主治医の意見書 (用紙は園・保育入園課にあります) 等
災害・事故などの復旧に従事	証明するもの
葬儀への出席	案内状等

B利用 (リフレッシュの場合) の利用条件 . . . 月2日が限度

例	必要な書類
育児の負担をリフレッシュするため、子どもを預けて自分の時間を持ちたい。	証明するものは特に必要ありません。
子どもに集団生活を体験させたい。	
カルチャースクール、スポーツクラブに通いたい。	

※実施園の空き状況により、A利用を月最大15日、B利用を月最大9日まで利用可能です。

詳しくは実施園までお問い合わせください。(実施園に空きがない場合には、月15日(A利用)・月9日(B利用)まで受け入れができません。)

★A利用・B利用を同時に登録し、利用することは可能です。ただし、預かりが可能な日数はA利用の日数が上限となります。

ご家庭でお子様を保育できない証明につきましては、
お子様と同居している保護者の方の分が必要です。

9. 利用料の無償化

一時預かりの利用料について、無償化（上限額あり）の対象になる可能性があります。

【対象者】 船橋市在住で、次の全てを満たす方

- ① 現在、認可保育園、認定こども園・幼稚園（※）を利用していない
- ② 3～5歳児クラスの子どもまたは市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子ども
- ③ 利用前に船橋市から『保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）』を受けている

※ 一部の認定こども園・幼稚園を利用している場合、認定こども園・幼稚園の預かり保育だけでなく、一時預かりの利用料も無償化の対象になります。
対象施設については、市HP「無償化対象・預かり保育事業施設一覧」
（二次元コード①）をご覧ください。



【給付額】 利用料（昼食利用料及び実費徴収金を除く）について、以下の表のとおり

	一部の認定こども園・幼稚園との併用 （預かり保育利用料と合わせて）	左記以外 （認可外保育施設等の利用料と合わせて）
3～5歳児クラス	月額上限 11,300円	月額上限 37,000円
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	月額上限 16,300円	月額上限 42,000円

【必要な手続き】

利用前に『保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）』を受ける必要があります。
申請及び施設等利用費の請求手続きについては、市HP「幼児教育・保育の無償化について」
（二次元コード②）をご覧ください。



10. お問い合わせ先

○利用についてのご相談・お申込み

利用を希望される各実施園に直接ご連絡ください。

○一時預かり事業・利用料の無償化について

船橋市 地域子育て部 保育入園課

電話：047-436-2329